

デジタル広報くす制作業務委託

公募型プロポーザル実施要項

玖珠町みらい創生課 地域力推進班

令和8年1月

デジタル広報くす制作業務委託の内容及び公募型プロポーザルに関する各種手続き、要件及び選定等の内容について必要な事項を定めるものとする。

1 業務委託の趣旨

「広報くす」（以下、「広報誌」という。）は、町政に関する必要な事項及び町が進める政策の目的を町民に周知し、その理解を深めるとともに、観光イベント情報やテーマに応じた人たちへのインタビュー等、様々な切り口から玖珠町の魅力を紹介する広報誌である。

その制作業務を、民間のアイデアや活力の導入により、多くの町民からより親しまれ、手に取りたくなる広報誌を目指すものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

デジタル広報くす制作業務委託

(2) 業務期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(3) 業務の範囲

「広報くす制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 提案上限額（年額） 7,516,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ア この金額は契約金額の上限額を示すものであり、この金額で契約を約束するものではない。

イ 見積書を提出する際は、提案限度額を超えないこと。

3 参加資格等

次の項目を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定にいずれも該当していない者であること。

(2) 町税等の滞納がない者であり、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 暴力団員又はその構成員による実質的な経営の関与等、暴力団員との関係を持たない者であること。

(4) 「令和7年度 物品等競争入札参加有資格者名簿」に登録のある本社又は営業所が大分県内にある事業者で、仕様書に記載する業務内容を実施できる能力を有しており、隨時、迅速かつ具体的な連絡・調整・協議等が可能な者であること。不慮の事故等の際にも対応できるように、複数名の業務体制を整えておくこと。

(5) 契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

4 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、企画提案書及びプレゼンテーション等を基に審査して委託候補者を選定する。

5 スケジュール

(1) 質問票受付期限	令和8年1月28日（水）正午まで
(2) 質問票に対する回答	令和8年1月29日（木）午後5時までにメールで回答
(3) 参加申込書等提出期限	令和8年2月2日（月）午後5時まで
(4) 参加資格審査	令和8年2月3日（火）
(5) 資格審査結果通知日	令和8年2月4日（水）
(6) 企画提案書提出期限	令和8年2月13日（金）午後5時まで
(7) プrezentation	令和8年2月24日（火）午後（予定）
(8) 委託候補者決定通知日	令和8年2月25日（水）
(9) 契約締結日	令和8年2月27日（金）

※上記のスケジュールは予定であり、変更となる場合は、あらためて連絡する。

6 参加申込みの手続き

(1) 参加申込み

参加者は、次の資料を各1部提出すること。

ア 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）
- ② 会社概要及び過去3年間の主な媒体制作等の実績（様式2）
- ③ 業務体制表（様式3）
- ④ 誓約書（様式4）

イ 提出期限

令和8年2月2日（月）午後5時まで ※必着

ウ 提出方法

第15項の問い合わせ先まで、直接持参または郵送とする。

郵送の場合は、簡易書留郵便とし、提出期限までに到着したものに限る。

(2) 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式5）を企画提案書の提出期限（令和8年2月13日（金）午後5時）までに提出すること。

7 参加資格等の審査

提出された書類について、参加資格要件に基づき審査を行い、審査後、各参加者に通知する（令和8年2月4日（水）発送）。

8 質問票の提出手続き等

プロポーザルに参加しようとする者は、募集に関する質問票を提出することができる。

（1）受付期限

令和8年1月28日（水）正午まで ※必着

（2）提出方法

第15項の問い合わせ先に質問票（様式6）を電子メールで送信すること。なお、提出した場合は電話でメール着信の確認を行うこと。

（3）回答方法

全ての質問及びその回答は、質問した事業者名等を伏せた上で、質問に対する回答を参加事業者へメールで回答する。

9 企画提案書等の提出方法等

参加者は、企画提案書作成要領（別添1）に基づき、企画提案書等を提出するものとする。

（1）提出書類

企画提案書作成要領（別添1）による。

（2）提出期限

令和8年2月13日（金）午後5時まで ※必着

（3）提出方法

第15項の問い合わせ先まで、直接持参または郵送とする。

郵送の場合は、簡易書留郵便とし、提出期限までに到着したものに限る。

10 プрезентーション

企画提案について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

（1）実施日時及び場所は次のとおりとし、実施時間等の詳細は別途通知する。

ア 日時：令和8年2月24日（火）午後（予定）

イ 場所：玖珠町役場 2階 202会議室

※ プrezentationの順番は、提案書等の提出が遅かった事業者から順に行うものとする。

（2）プレゼンテーションに際しての時間配分は、次のとおりとする。

ア 説明時間：30分以内

イ 質疑応答：15分程度

（3）留意事項等

審査に公平性を期すため、ブラインド方式により事業者名を伏せて行う。なお、説明は、参加申込書類「業務体制表（様式3）」で示されたいずれかの者が行う。出席者は3名以内とする。町報編集等に係る専門用語は使用せず、誰もが分かりやすい言葉で説明すること。

企画提案書をもとにそれを補足する内容をプレゼンテーションで説明することとし、

当日の追加資料の配布等、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、事前資料を見やすく拡大したものや内容を補足するパワーポイント等を使用しての説明は可能とする。

会場には、スクリーン及び電源のみ準備するが、その他必要なものは参加者が準備することとし、事前に町の広報担当者と機器等の事前確認を行うこと。

なお、過去に本町の広報制作事業者でかつ応募が1社の場合は、プレゼンテーションを省略し書類により審査できることとする。

11 選定方法等

(1) 選定方法

① 価格のみの競争ではなく、事業者の専門性、技術力のほか業務実績や経験等、その適格性を確認するため提出書類やプレゼンテーションの内容を審査し、最も高い評価を受けた者から順に委託候補者及び次点候補者として選定する。

② 評定点が総得点の6割未満の場合は、委託候補者等を選定しない。また、評定点が同点の場合は、選定委員会の委員長及び委員による合議で委託候補者を決定する。

③ 提案者が一者のみであっても、プロポーザルは実施するものとする。

(2) 選定委員会

委託事業者の審査・選定にあたり、デジタル広報くす制作業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は委員長1名及び委員3名をもって組織し、評価基準及び配点を定め、企画提案等の評価を行う。

(3) 評価基準及び配点 ※選定委員が4人の場合

評価基準	配点(全体)	配点(一人)
ア 取組方針	80点	20点
イ 企画・編集・デザイン、訴求力	200点	50点
ウ 電子版広報	120点	30点
エ 制作業務への取組み	120点	30点
オ 独自提案	80点	20点
カ 業務体制	40点	—
キ 価格	30点	—
ク 実績	30点	—
総得点	700点	150点

(4) 選定結果の通知・公表

選定委員会における選定結果については、参加者全員に通知する。なお、審査の内容、結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。また、選定結果については町のホームページに公開する。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 仕様書、本実施要項等に示された条件等に適さない場合
- (2) 参加申込書に記載された者以外が提案を行った場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不正を行った場合
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

13 契約手続き

委託候補者は、町と契約締結に向けた協議を行った上で、随意契約による方法で契約手続きを行うものとする。なお、委託候補者との協議において合意に至らなかった場合は、町は次点候補者との協議を行う。

14 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加申込書、企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等は、本業務委託候補者選考以外で提案者に無断で使用しないものとする。ただし、町が本プロポーザルの報告や公表等について必要がある場合はこの限りではない。
- (4) 業務体制表に記載した総括責任者は、特別の理由により当町がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (5) 本業務を再委託することは原則認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合は、書面によりあらかじめ当町の承諾を得るものとする。
- (6) 「デジタル広報くす制作業務委託」における成果品に関する原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は、町に帰属するものとする。また、広報くすに使用することを目的として制作されたデザイン、イラスト、図表、地図、ロゴ等の一切は、目的の範囲に限り、町は事業者の許可を受けることなく継続して使用できるものとする。
- (7) 各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとし、土日祝日、年末年始期間の閉庁日は除く。
- (8) 本実施要項に定める事項のほか必要な事項については、別途町が定めるものとする。

15 問い合わせ先

玖珠町役場 みらい創生課 地域力推進班

住 所：〒879-4492

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5

電 話：0973-72-9031

FAX：0973-72-0810

E-mail：kusu@town.kusu.oita.jp